

加古川市農業委員会農地改良届取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、無断転用防止の観点から、隣接農地所有者及び耕作者並びに地元農業関係役員へ、農地の改良を事前に周知することを目的とする。なお、無断転用に該当するものは、農地法に基づく措置を行うものである。

(定義)

第2条 この要領でいう「農地改良」とは、盛土等して生産性や利便性を高め、農地の有効利用を図ることをいう。

2 盛土の土質は、従前の耕作土と同等以上の良好な土質であるものとし、建設残土をはじめとする廃棄物等を投棄覆土することは、農地改良に該当しない。

(届出書の提出)

第3条 農地改良を施工しようとする者は、様式1号「農地改良届」に位置図を添付し、農業委員会に提出するものとする。

2 農地改良届には、必要に応じて次の書類を添付させることができる。

- (1) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書、写し可）
- (2) 公図（隣接地を含む、写し可）
- (3) 計画図（平面図、断面図）
- (4) 営農計画書
- (5) 現況写真
- (6) その他必要な書類

(地元農業委員への情報提供等)

第4条 農業委員会は、農地改良届が提出された場合には、地元農業委員へ届出書の写しを送付するものとし、地元農業委員は、必要に応じて、現地を確認し助言するものとする。

2 地元農業委員は、無断転用に該当すると判断した場合は、是正指導を行うとともに、農業委員会への連絡を行う。

(完了報告)

第5条 届出者は、工事完了後に、現地写真を添付のうえ、様式2号「農地改良完了報告書」を農業委員会に提出するものとする。

(完了報告の無い場合)

第6条 完了予定日から概ね6箇月を過ぎても、第5条に規定する完了報告書の提出がない場合、農業委員会は、地元農業委員に現地確認を依頼するものとする。

2 地元農業委員は、現地を確認するとともに、必要に応じて事情を聞き取った後、農業委員会への報告を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

(適用除外)

第8条 この要領の規定は、一時転用許可を要する農地改良については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成27年4月1日から施行する。

(加古川市農業委員会農地改良届取扱要領の廃止)

2 加古川市農業委員会農地改良届取扱要領（平成24年1月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和３年４月１日から施行する。(様式の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和７年７月２日から施行する。(様式の変更)